

北栄町交通安全対策協議会

日時 平成30年6月5日(火) 午後1時30分
場所 大栄農村環境改善センター 1階 会議室2・3

日程

1 開 会

2 あいさつ

3 交通情勢

4 議 題

- (1) 平成30年度北栄町交通安全町民運動について
平成30年度北栄町交通安全町民運動実施要綱(案)
- (2) 運動への取り組みについて

5 そ の 他

- ・高齢者安全運転普及モデル事業補助金のご案内
- ・北栄町タクシー利用料助成券のご案内
- ・小学生の自転車用ヘルメットの購入費補助のご案内
- ・夏の交通安全県民運動について

6 閉 会

北栄町交通安全対策協議会委員名簿

役職名	氏名	役職名	氏名
倉吉警察署交通課課長	西川 弘道	大栄小学校校長	小木 寛治
北条駐在所警察官	竹森 理人	大栄小学校 PTA 会長	濱田 政良
北条駐在所警察官	天野 弘樹	大栄中学校校長	松浦 靖明
由良駐在所警察官	難波 健一	大栄中学校 PTA 会長	小林 敦子
瀬戸駐在所警察官	石賀 浩明	鳥取中央育英校校長	宍戸 靖雄
交通安全協会北栄支部長	磯江 悦志	北栄町議会総務副委員長	津川 俊仁
交通安全協会北栄支部 女性部長	野嶋恵美子	町長	松本 昭夫
安全運転運行管理者協議会 北栄支部長	宮本 博文	教育長	別本 勝美
安全運転運行管理者協議会 大栄支部長	和田見 豊	地域整備課長	吉岡 正雄
交通安全指導員連絡協議会 会長	有福 啓至	北条こども園園長	松田真理子
農業委員会会長	濱坂 良男	大誠こども園園長	竹本 幸子
自治会長会交通安全対策 協議会委員	山下 尊弘	由良こども園園長	松岡 幸子
商工会長	福井 利明	大谷こども園園長	飛川みゆき
女性団体連絡協議会会長	永田 洋子	栄保育所所長	石井 路代
老人クラブ連合会会長	西村 英昌	北条みどり保育園園長	松本八千代
北条小学校校長	岡本 雅子		
北条小学校 PTA 会長	岡田 綾		
北条中学校校長	牧野 厚志		
北条中学校 PTA 会長	山根 太一		

事務局

総務課長	磯江 昭徳	総務課 情報防災室	田中 教子
------	-------	-----------	-------

交通事故概要について

(平成29年1月1日～平成29年12月31日)

1. 鳥取県内の交通事故状況

発生状況

	発生件数	死者数	負傷者数
平成29年	965	26	1162
平成28年	987	17	1243
増減	-22	+9	-81

※死亡事故件数 26件(対前年比 +9)

※全国の交通事故状況 死者数 3,694人(対前年比 -210)

2. 倉吉警察署管内の交通事故状況

(1) 発生状況

	発生件数	死者数	負傷者数
平成29年	166	4	203
平成28年	169	2	216
増減	-3	+2	-13

(2) 自治体別

区 別	発生件数	増 減	区 別	発生件数	増 減
倉吉市	91	-4	三朝町	4	-2
北栄町	32	-1	湯梨浜町	39	+4

(3) 交通死亡事故

発生日	場所	A	B	C
3月13日 午後4時 25分	倉吉市丸山町	普通乗用	歩行者 (死亡)	
5月24日 午前10時 45分	湯梨浜町はわい長 瀬	準中型貨物	軽乗用 (死亡)	普通乗用
5月30日 午前2時5 分	湯梨浜町大字泊	軽乗用 (死亡)		
12月9日 午後5時 15分	三朝町大字本泉	普通乗用	歩行者 (死亡)	

出典:鳥取県警察交通事故発生状況データ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/44705.htm>)

4 議 題

(1) 平成30年度北栄町交通安全町民運動について

平成30年度北栄町交通安全町民運動実施要綱(案)

1 目的

この運動は、鳥取県支え愛交通安全条例の基本理念に基づき、町民一人一人に交通安全意識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期間

平成31年3月31日まで

3 主唱

北栄町交通安全対策協議会
会長 北栄町長 松本 昭夫

4 運動のスローガン

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

5 運動の重点

- ・高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止(特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

6 各種運動等の推進

1) 年間を通じて実践する運動

運 動 名	期 間
安心とっとり交通安全県民運動	4月1日(日)～3月31日(日)
鳥取県交通マナーアップ運動	4月1日(日)～3月31日(日)
夕暮れ時の早期点灯運動	4月1日(日)～3月31日(日) 前照灯の点灯時刻 春:午後6時ごろ 夏:午後6時30分ごろ 秋:午後5時ごろ 冬:午後4時30分ごろ
チャイルドシート使用向上推進運動	4月1日(日)～3月31日(日)

2) 期間を定めて実施する運動(各期の交通安全運動)

運 動 名	期 間	備 考
春の全国交通安全運動	4月6日(金)～4月15日(日)	別に定められる内閣府・鳥取県 交通対策協議会の実施要綱に より実施
夏の交通安全県民運動	7月11日(水)～7月20日(金)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(金)～9月30日(日)	
年末の交通安全県民運動	12月12日(水)～12月21日(金)	

3) 期間を定めて実施する運動(目的別運動)

運 動 名	期 間
自転車の安全利用推進運動	5月1日(火)～5月31日(木)
飲酒運転根絶！意識改革推進運動	4月中旬～5月中旬、8月中、 12月中旬～1月中旬
高齢者と子どもへの思いやり運転推進運動	4月1日(日)～4月30日(月) 9月1日(土)～9月30日(日)

4) 交通安全日

名 称	実 施 日
交通安全にみんなで参加する日	毎月1日・15日
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日・9月30日

5) 交通死亡事故多発時の緊急対策

名 称	期 間
交通死亡事故多発警報	警報発令日からおおむね10日間

(2)運動への取り組みについて

●運動の重点を受け、各期交通安全運動で重点項目設定

①高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止(資料8頁)

- ・交通安全講習会の実施、交通安全の指導
(関係団体(自治会、女性団体連絡協議会、老人クラブ連合会)・
交通安全指導員・学校・こども園・保育所)

- ・交通安全講習会への講師派遣(警察)
- ・高齢者の訪問指導(警察・交通安全協会・交通安全指導員・自治会・町)
- ・通学路点検を通じて交通機関箇所の把握と合同点検を実施
(警察・学校・PTA・道路管理者・町)

・高齢者、子ども及び障がい者への安全運転の励行と交通ルールの遵守、交通マナーの向上の呼びかけ

②自転車の安全利用の推進(資料10頁)

- ・交通安全講習会の実施(自治会・学校・こども園・保育所)
- ・「自転車損害賠償保険への加入」に関する情報提供、「自転車安全利用五則」
「乗車用ヘルメットの着用」について広報啓発(警察・町・学校)
- ・自転車利用者の交通安全意識の高揚を図る

③夕暮れ時と夜間の交通事故防止(特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯) (資料12頁)

- ・歩行者や自転車利用者に対して、反射材用品の着用の呼びかけ、指導
- ・運転者に対して、夕暮れ時の前照灯の早期点灯、夜間走行時のハイビームの

活用の呼びかけ

④チャイルドシートの使用と全ての座席のシートベルトの着用の徹底(資料14頁)

- ・チャイルドシートと全ての座席のシートベルト着用の呼びかけ、指導
- ・チャイルドシートの貸出しの情報提供(交通安全協会・こども園・町)

⑤飲酒運転の根絶(資料16頁)

- ・飲酒の影響・飲酒習慣について正しい知識の普及
- ・飲酒運転は「しない・させない」環境づくり
- ・「ハンドルキーパー運動」の普及

●年間を通じて実践する運動より

①鳥取県交通マナーアップ運動(資料20頁)

- ・各期の交通安全運動中の広報検問や街頭広報などで呼びかけ
- ・学校、こども園、保育園、職場

「思いやり」「ゆずりあい」をテーマに交通マナーの指導や話し合い

②夕暮れ時の早期点灯運動(資料21㉩)

各期の交通安全運動中のパトロール・街頭広報で呼びかけ

③チャイルドシート使用向上推進運動(資料22㉩)

・各期の交通安全運動中の広報検問で呼びかけ

・学校、こども園、保育園、職場

チャイルドシート使用の指導、使用に関する正しい知識の普及

④期間を定めて実施する運動

自転車の安全利用推進運動(資料23㉩)

・春、夏、秋の交通安全運動の際、街頭啓発の実施

(春…北条中学校、夏…大栄中学校、秋…育英高校)

・学校、各自治会で交通安全教室開催の際、講習項目として推進

⑤飲酒運転根絶！意識改革推進運動(資料24㉩)

・夏、年末の交通安全運動の際、パレードと広報検問を実施

・職場 安全運転管理者による飲酒運転根絶のための職場環境作り

⑥高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転推進運動(資料25㉩)

・社用車、公用車への「思いやり運転推進中」マグネットシート貼り付け

・交通安全運動の際、高齢者戸別訪問を実施(年1~2回)。反射材等配布

・安全運行管理者協議会等の事業所

横断歩道付近での運転について注意事項呼びかけ

⑦交通安全日(資料26㉩)

・「交通安全にみんなで参加する日」の実施

・指導員によるパトロール及び告知放送を実施

・各関係団体 広報活動や講習会を通じ周知

・学校、こども園、保育園 この日を利用し交通安全指導を強化

●交通死亡事故多発時の緊急対策(資料28頁)

- ・交通死亡事故多発警報発令制度実施
- ・告知放送の実施
- ・指導員によるパトロール実施
- ・各自治会 のぼり旗の掲出、自治会放送の実施

5 その他

- ・高齢者等に対する公共交通機関の利用助成等(市町村)(資料32ページ)
- ・高齢者安全運転普及モデル事業補助金のご案内(資料35頁参照)
- ・北栄町タクシー利用料助成券のご案内(資料37頁参照)
- ・小学生の自転車用ヘルメットの購入費補助のご案内(資料39頁参照)
- ・夏の交通安全県民運動について
7月11日(水)～7月20日(金)

1 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止


推進目的

昨年の交通事故死者の総数は26人で、子どもの死者はなかったものの、高齢者の死者数は17人で死者総数に占める割合は6割を超え、例年、高い水準で推移している。

このようなことから、高齢者に対して、加齢に伴い身体機能や認知機能が低下することなどを認識してもらう参加・体験・実践型の交通安全講習等を実施し、これに基づいた安全行動を促進する。

子どもに対しては、学校・PTA等と協力して交通安全教育を推進するとともに、通学路での指導・見守り活動を推進する。また、障がい者に対して、それぞれの特性に応じた配慮と道路環境に応じた誘導や介助を推進する。

一般運転者に対しては、高齢者（高齢運転者を含む。）、子ども及び障がい者への思いやり運転の実践等、安全運転の励行と交通ルールの遵守はもとより、交通マナーの向上を呼びかけ交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
<p>一般運転者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示車に対して、幅寄せ、急な進路変更や無理な追い越しなどせず、思いやり運転を心掛ける。 ○横断歩道付近ではスピードを落とし、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止し、横断歩行者を優先する。 ○高齢者、子ども及び障がい者の近くを通過するときは、不用意な横断等に注意し、減速・徐行するなど思いやり運転に努める。
<p>高齢運転者 (高齢者マーク)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○70歳以上の運転者は「高齢者マーク」の表示に努める。 ○交通安全講習や運転適性診断を積極的に受けるなど、加齢に伴う身体機能の低下を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努める。 ○一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や表示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控える。
<p>高齢者 子ども 障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道路を横断する際には、横断歩道を利用し、横断中も左右の安全を確認する。また、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。 ○夕暮れから夜間の外出には、明るい色の服装と、反射タスキなどの反射材用品を着用し、運転者からの発見遅れを防止する。 ○自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用し、信号を守り、交差点や曲がり角では、一時停止するなど交通ルールを守る。 ○高齢者自身が身体機能の変化を認識し、安全行動を促進する。 ○参加・体験・実践型の交通安全講習会等に積極的に参加し、交通安全意識の向上を図る。

推進主体	推進事項
<p style="text-align: center;"> 県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ○70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進と、高齢者マークを表示している車への「ゆずり合い・思いやり運転」の推進等を周知徹底する。 ○4月と9月の「高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転推進運動」の周知を図り、特に横断歩道付近での交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。 ○高齢者世帯訪問活動を通じて、歩行中や自転車利用中の交通ルールの遵守や正しい交通マナーなど、安全行動について指導する。 ○運転免許証の自主返納者への支援（高齢者等に対する公共交通機関の利用助成施策 P28～30 参照）に関する情報提供を推進する。 ○高齢運転者を対象に、安全な運転に必要な知識と技能を再認識させる参加・体験・実践型の交通安全講習を実施する。 ○自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（通称：サポカーS）の普及啓発を図る。 ○高齢者と子どもの自転車乗用中の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、高齢者と子どもの自転車交通安全教室等を実施する。
<p style="text-align: center;"> 道路管理者 (国土交通省・ 県・市町村) 警 察 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通危険箇所の把握と合同点検等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故原因や高齢者、子ども及び障がい者の行動特性等を踏まえ、交通環境・安全施設の点検整備に努める。 ・路上における放置物件や道路不正使用等の点検に努める。
<p style="text-align: center;"> 家庭 庭 域 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路や街頭での高齢者、子ども及び障がい者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行う。 ○会合等を利用し、地域の「交通安全ヒヤリ地図」を作成するなど、地域の交通上の危険箇所を把握し、交通事故防止を図る。 ○自宅周辺の危険箇所を高齢者、子ども及び障がい者と一緒に確認し、通行方法も含めて交通安全について話し合う。
<p style="text-align: center;"> 学 校 等 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体等と連携し、通学路の交通安全点検を実施し、交通危険箇所の把握と改善に努める。 ○交通安全指導員やPTA等と協力し、通学（園）路での交通安全指導や保護・誘導活動を行う。
<p style="text-align: center;"> 職 場 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ○朝礼等を利用して、高齢者、子ども及び障がい者に対する思いやり運転（特に横断歩道付近での横断歩行者優先）を呼び掛ける。

セーフティ・サポートカーS（サポカーS）には自動ブレーキの機能に応じて区分があります。

※1 マニュアル車は除く。
 ※2 車線維持支援装置でも可。
 ※3 自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯又は配光可変型前照灯をいう。
 ※4 作動速度域が時速30km以下のもの。

サポカーSの区分	ワイド	自動ブレーキ（対歩行者）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1、車線逸脱警報※2、先進ライト※3
	ベーシック+	自動ブレーキ（対車両）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1
	ベーシック	低速自動ブレーキ（対車両）※4、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1



2 自転車の安全利用の推進

推進目的

昨年の自転車が関係する交通事故件数は125件で、そのうち6件が死亡事故であり、一昨年の4件から2件の増加となった。

自転車乗用中の交通事故の約6割は交差点付近で発生していることから、交差点での一時停止や安全確認、乗車用ヘルメットの着用等について交通安全講習や街頭指導で広報啓発し、交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図る。

また、自転車損害賠償保険等に関する情報提供や加入促進、自転車安全利用五則について広報啓発し、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図ることにより交通事故を防止する。

推進主体	推進事項
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車は車両であることを認識し、交差点での信号遵守と一時停止、飲酒運転や二人乗りの禁止等、交通ルール遵守とマナーを実践し安全に利用する。 ○自転車利用時は、乗車用ヘルメットを着用する。 ○自転車のブレーキやタイヤのチェックなどの定期的な点検整備を心掛け、TSマークの貼付された安全な自転車を利用する。 ○自転車利用時の傘差しやスマートフォン・イヤホン等使用の危険性を認識し、安全な利用を徹底する。 ○夜間は前照灯を点灯し、安全な速度で運転する。
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○「自転車安全利用五則」を活用した交差点での信号遵守と一時停止、夜間のライト点灯等の交通ルール・マナーの周知徹底を図る。 ○乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入の促進を図る。 ○自転車シミュレーターを活用した、自転車の正しい乗り方等を指導する交通安全教育を推進する。 ○自転車は車両であり、信号遵守や一時停止、車道を通行する場合の左側通行等の徹底、また、歩道通行時における歩行者優先を指導する。 ○自転車利用者に対する交通安全教育の充実を図る。
道路管理者 (国土交通省・ 県・市 町 村)	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用者の安全な通行を確保するため、交差点、自転車道、歩道等における交通安全点検を促進する。 ○自転車と歩行者の接触事故を防ぐため、交通量の多い地区の歩道を自転車専用・歩行者専用に分離するなど、自転車通行環境整備の推進を図る。

推進主体	推進事項
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○交差点やその周辺において、自転車利用者に対する安全な通行のための街頭指導を実施する。 ○自転車利用者による飲酒運転、信号無視、無灯火運転、二人乗り運転、傘差し運転及びスマートフォン等を使用しながらの運転等交通ルールの違反者に対する指導取締りを徹底する。
家 地 庭 域	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車の危険な走行や迷惑行為の防止、正しい通行方法等について話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努める。 ○家庭や地域の会合等では、自転車利用者も交通事故の「加害者」になり得ることなど、自転車事故が招く責任の重大さなどについて話し合う。 ○自転車の点検整備を推進し、夕暮れ時のライトの早期点灯や反射材用品を着用するなど安全な利用に努める。 ○子どもが自転車に乗るときや子どもを自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用させる。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ○PTAや交通安全指導員等と連携を図り、児童や生徒に対する登下校時の街頭指導や自転車教室等を開催し、自転車の安全利用についての指導を推進する。 ○生徒に対して、自転車の点検整備と乗車用ヘルメットの着用指導、自転車損害賠償保険等への加入促進を図る。 ○「自転車安全利用五則」を周知するとともに、自転車利用時の傘差し・スマートフォン等の使用禁止を指導する。 ○自転車の前照灯の点灯と反射材の効果を周知し、自転車の安全な利用について指導する。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車通勤者に対して、自転車の点検整備と自転車損害賠償保険等への加入、「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育を行うなど、自転車の安全利用を推進する。

事故に備えて保険に加入しましょう

事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、他人にけがをさせたり、他人のものを壊したりして高額な賠償金を支払わなければならないことがあります。



● 個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり、他人のものを壊したりして、賠償責任が発生した場合に支払われる保険です。

● 傷害保険

自転車で転倒など、自分のけがに備える保険です。

● TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されています。保険期間は1年間です。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

守ろう！自転車のルールとマナー

※鳥取県では、自転車を利用する全ての県民が乗車用ヘルメットの着用に努めることとされています。



3

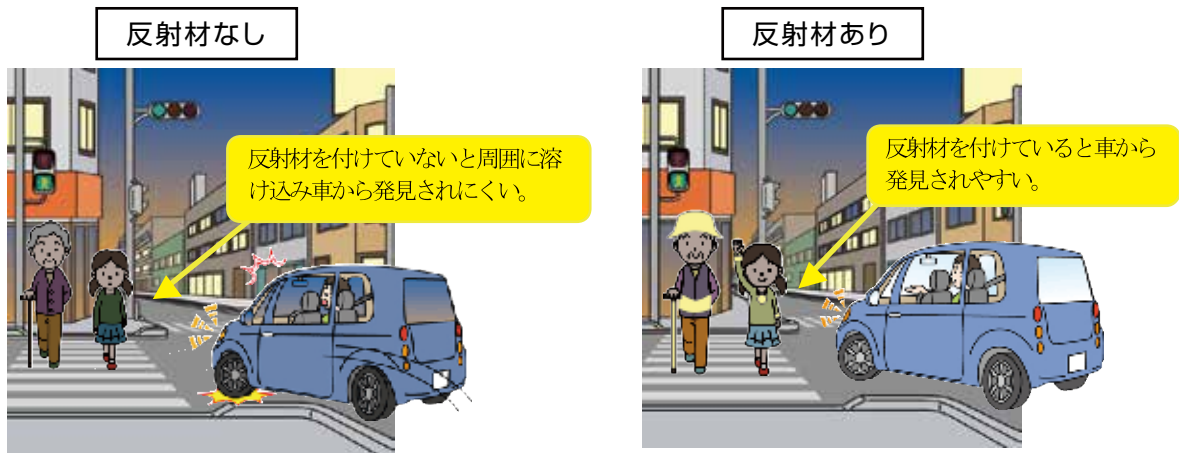
夕暮れ時と夜間の交通事故防止（特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯）

推進目的

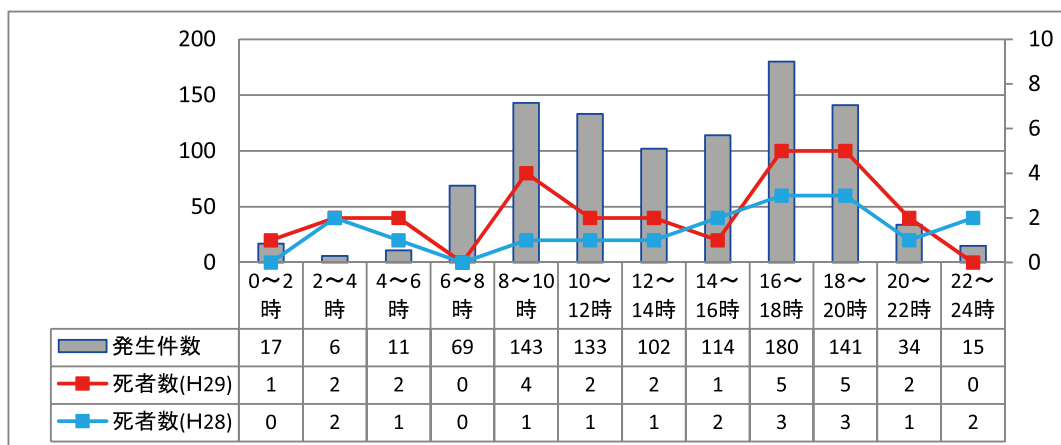
年間を通じて、夕暮れ時から夜間にかけての時間帯に交通事故が多く発生していることから、各種広報媒体を活用し、歩行者や自転車利用者に対して、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止に効果的な反射材用品の普及促進を図るとともに、運転者に対しては、前照灯の早期点灯と夜間走行時の走行用前照灯（ハイビーム）活用の有効性等を広報啓発し、夕暮れ時から夜間の交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
運 転 者 （二輪車含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○視界が低下する夕暮れ時の交通事故を防止するため、日没30分前には前照灯を点灯する。 （各月の日没時刻→P17 夕暮れ時の早期点灯運動実施要領参照） ○暗い道路で、対向車や先行車がないときのライトはハイビームを活用し、交通量の多い道路ではロービームに切り替え、歩行者や自転車の早期発見に努める。 ○夕暮れ時や夜間は歩行者や自転車が見えにくくなるので、昼間より速度を落とし、周囲に気を配った安全運転に努める。
歩 行 者 自 転 車 利 用 者	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れから夜間は、「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は明るい色（白・黄色等）の服装を心掛け、反射材用品の着用と懐中電灯を携帯するなど、自己の存在を目立たせる。 ○夕暮れ時から夜間に自転車で外出するときは、前照灯の点灯や反射材用品の着用に努め、スマートフォン等を使用しながらの運転等、危険な運転はしない。
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の前照灯のこまめな切り替え（ハイビームの活用）について、各種広報媒体を活用した広報を徹底し周知に努める。 ○反射材用品や夜間における明るい色の服装の有効性について理解を深める参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催する。 ○夕暮れ時から夜間の交通事故防止に効果が高い反射材用品の普及及び広報啓発活動を推進する。 ○夕暮れから夜間にかけての事故実態と危険性を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進する。
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○無灯火の車両に対する指導取締りを推進する。

推進主体		推進事項
家 地	庭 域	<p>○地域における各種広報媒体（チラシ・回覧板等）を活用し、夕暮れから夜間にかけて事故が多発していることを周知するとともに、前照灯の早期点灯や夜間外出時の反射材用品の着用と明るい色の服装を呼び掛け、夕暮れ時や夜間に交通事故を起こさない環境づくりを推進する。</p> <p>○通勤・通学時間における街頭や通学路等での、反射材用品の着用や自転車の前照灯の点灯を呼び掛け、夕暮れから夜間の交通事故防止を図る。</p>
学	校	<p>○児童・生徒に対し、反射材用品の着用と自転車通学者に前照灯の点灯及び自転車乗車用ヘルメットの着用を指導する。</p>
職	場	<p>○夕暮れから夜間にかけて交通事故が多発傾向にあることを周知し、昼間より速度を落とした安全運転と、前照灯の早期点灯・夜間の前照灯のこまめな切り替え（ハイビームの活用）について指導を徹底する。</p> <p>○夕暮れから夜間における視認性の低下や通勤時間帯の交通事故の実態を周知し、慣れた道路での漫然運転や速度超過の危険性等、交通事故防止について指導する。</p>



平成29年中 時間別交通事故発生状況



4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

推進目的

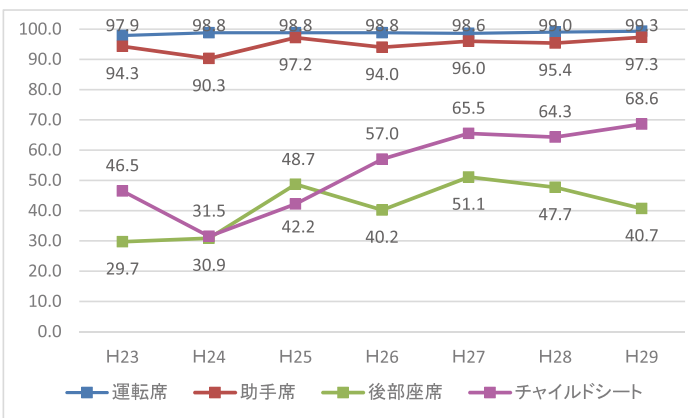
チャイルドシートの使用率は3年連続して全国平均を上回り、シートベルト着用率は運転席、助手席及び後部座席ともに近年、全国平均を上回り推移している。しかしながら、チャイルドシートは約3割に不使用が見られ、後部座席シートベルトに関しては一般道路で約6割が非着用となっている。

交通事故発生時の被害軽減に高い効果が期待できるシートベルトとチャイルドシートの着用について、各種広報媒体や交通安全講習等を通じて広報啓発し、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の推進を図る。

推進主体	推進事項
運 転 者	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの必要性と着用効果を認識し、運転するときは正しい着用を習慣付ける。 ○自ら正しくシートベルトを着用するとともに、全ての同乗者にも正しく着用させる。 ○後部座席同乗者に対しても、シートベルトを必ず着用させる。 ○子どもを同乗させるときは、体格に合ったチャイルドシートやジュニアシートを正しく着用する習慣を付ける。
同 乗 者	<ul style="list-style-type: none"> ○乗車時には、全ての座席でシートベルトを正しく着用する。
県 市 町 村 警 察 交 通 安 全 協 会 関 係 機 関 ・ 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルトとチャイルドシートの必要性と着用効果について広報啓発し、着用意識の高揚を図る。 ○ビデオ教材やシートベルト着用体験車等を活用した交通安全講習を通じて、シートベルトとチャイルドシート非着用の危険性を認識させ、着用意識の向上を図る。 ○全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務について広報啓発する。 ○チャイルドシートの安全性能に関する情報提供及び正しい取付け方法（本体の確実な取付け・ハーネス（肩ベルト）の締め付けなど）について広報啓発に努める。 ○シートベルト着用体験車を活用した交通安全講習等を実施し、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用を呼び掛ける。
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルトとチャイルドシート非着用者に対する指導取締りを推進する。
家 庭 地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性と効果について地域の会合や家庭で話し合い、正しい着用と習慣付けを図る。 ○自動車を出掛ける家族に全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを着用するよう声掛けをする。

推進主体		推進事項
家 地	庭 域	○地域における各種広報媒体（回覧板・掲示板等）を活用し、シートベルトとチャイルドシートの必要性と着用効果について啓発に努める。
幼稚園・保育所 学	校	○幼児・児童・生徒に対し、シートベルトとチャイルドシートの必要性と着用効果を理解させ、車に同乗するときは必ず着用するよう指導する。 ○保護者会等の会合を活用し、保護者が子どもを乗車させる場合には、シートベルトやチャイルドシートの着用を呼び掛ける。
職	場	○朝礼等の機会を通じて職員・従業員等に対し、全ての座席のシートベルトの着用を徹底させるとともに、チャイルドシート着用の必要性と効果について啓発する。
旅客業者		○高速乗合バス及び貸切バス等の事業者は全ての座席におけるシートベルト着用を徹底するよう努める。 ○車内にシートベルト着用を促すステッカーの貼付や、乗車時に着用を呼び掛けるなど、乗客が率先して着用するような啓発活動を展開する。

鳥取県のシートベルトとチャイルドシート着用率の推移



チャイルドシートは正しく使用しましょう。

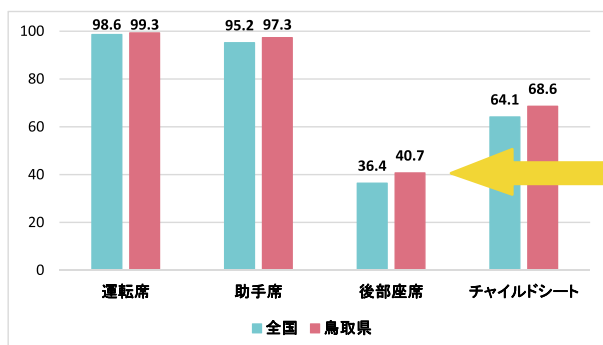


子どもの体格に合ったチャイルドシート・ジュニアシートを使用しましょう。

幼児用チャイルドシートを卒業しても大人用シートベルトが使えるのは子どもの身長が135～140cmに達してからです。

チャイルドシートとジュニアシートを正しく使用し、車内の子どもの安全を守りましょう。

平成29年シートベルトとチャイルドシートの着用率



後部座席のシートベルト着用率は運転席・助手席着用率と比較しても半分以下！

シートベルトは全席での着用が義務付けられています。

5 飲酒運転の根絶

推進目的

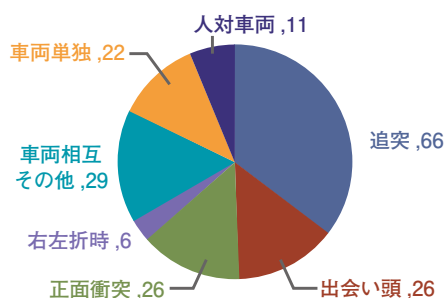
飲酒運転による交通事故は年々減少傾向にあるが、昨年は飲酒運転による人身事故が一昨年から倍増するなど増加に転じた。

悪質危険な飲酒運転を根絶するため、飲酒運転事故の悲惨な実態等を広報啓発するとともに、酒類提供者等と連携したハンドルキーパー運動の推進、飲酒の影響・飲酒習慣についての正しい知識の普及、また、家庭・地域・職場等での飲酒運転をしない・させない環境づくりの取組等を推進し、飲酒運転の根絶を図る。

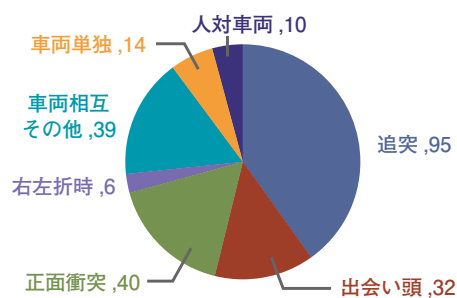
推進主体	推進事項
<p>運 転 者 (自転車利用者を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にしない意識を徹底する。 ○飲酒を伴う会合等には車は使用せず、公共交通機関を利用する。 やむを得ず車を使用する場合には、自動車運転代行サービスの利用やハンドルキーパー運動を実践する。 ○飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮するとともに、アルコールチェッカーなどを活用して、二日酔い等による飲酒運転を防止する。 ○自転車利用者も飲酒運転は絶対にしない。
<p>周 辺 者 (同乗者) (車両提供者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○仲間で自動車により飲食店に行き飲酒する場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践する。 ○飲酒運転をするおそれがある者に車両を提供しない、また、飲酒運転の車に同乗しない。 ○飲酒運転をするおそれがある者に飲酒を勧めたり飲ませたりしない。
<p>県 市 町 村 警 交 通 安 全 協 会 関 係 機 関 ・ 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種広報媒体を活用し、飲酒運転の危険性・悪質性及び反社会性や飲酒運転事故の悲惨さ、また、飲酒運転者及びその周辺者(同乗者、車両提供者等)に対する罰則等について広報啓発するなど、効果的な対策を推進する。 ○関係機関・団体は、地域や飲食店等と協力して街頭活動や飲食店訪問活動等を実施し、飲酒運転根絶に向けた気運を高める。 ○「ハンドルキーパー運動」の普及推進を図る。 ○飲酒運転及び周辺者に対する交通指導取締りを強化する。 ○視聴覚教材(DVD)や飲酒擬似体験ゴーグル等を活用した、飲酒運転根絶に向けた教育の推進を図る。 ○飲酒運転は「しない・させない・許さない」という意識を定着させる広報啓発活動を推進する。

推進主体	推進事項
家 庭 域	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域で飲酒運転の危険性・悪質性・責任の重大性等について話し合い、地域一丸となって飲酒運転根絶に向けた気運を高める。 ○飲酒を伴う会合等には車で行かないようお互いに声を掛け合い、飲酒運転をしない・させない環境づくりに努める。 ○車両を運転する人には、絶対に酒類は提供しない。 ○地域における各種広報媒体（掲示板や回覧板、有線放送等）を活用し、飲酒運転の危険性や飲酒運転事故の悲惨さを啓発し、飲酒運転根絶に向けた気運を高める。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○安全運転管理者等が中心となり、飲酒運転根絶に向けた職場環境を確立する。 ○朝礼、会議等を利用して、飲酒運転の危険性や悪質性を周知し、飲酒運転防止のための指導を徹底する。 ○自動車運送事業所等では、点呼時のアルコール検知器の活用等、飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。 ○職場内に飲酒運転根絶の標語やポスターの掲示、また、飲酒を伴う会合等ではハンドルキーパー運動を推進するなど、職場ぐるみで飲酒運転根絶気運を高める。
酒 類 提 供 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○酒類を提供する飲食店は、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動への参加を呼び掛ける。 ○店内に飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出し、客に対する注意喚起に努める。

【飲酒人身事故発生件数】

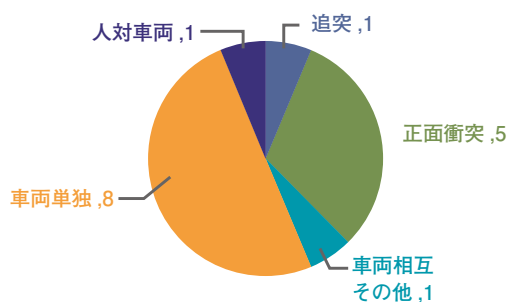


【飲酒人身事故負傷者数】



※発生件数、死者数、負傷者数とも鳥取県内のみ
※平成20年から29年(10年間)の累計

【飲酒人身事故死者数】



ハンドルキーパー運動とは

グループが自動車で飲食店に行き飲酒する場合、グループの中でお酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人はお酒を飲まずに仲間を安全に自宅まで送り届ける運動です。

【推 進 機 関】

鳥 取 県 ・ 市 町 村
 鳥 取 県 警 察 本 部
 鳥 取 県 交 通 安 全 協 会
 鳥 取 県 教 育 委 員 会
 市 町 村 教 育 委 員 会
 鳥 取 県 高 等 学 校 長 協 会
 鳥 取 県 中 学 校 長 会
 鳥 取 県 小 学 校 長 会
 鳥 取 県 私 立 学 校 協 会
 鳥 取 県 P T A 協 議 会
 鳥 取 県 高 等 学 校 P T A 連 合 会
 鳥 取 県 市 長 会 ・ 鳥 取 県 町 村 会
 鳥 取 県 連 合 青 年 団
 鳥 取 県 連 合 婦 人 会
 鳥 取 県 森 林 組 合 連 合 会
 鳥 取 県 老 人 ク ラ ブ 連 合 会
 鳥 取 県 生 活 衛 生 営 業 指 導 セ ン タ ー
 鳥 取 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会
 鳥 取 県 漁 業 協 同 組 合
 日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 鳥 取 県 連 合 会
 鳥 取 県 建 設 業 協 会
 自 動 車 安 全 運 転 セ ン タ ー 鳥 取 県 事 務 所
 自 動 車 事 故 対 策 セ ン タ ー 鳥 取 支 所
 鳥 取 県 経 営 者 協 会
 鳥 取 県 レ ン タ カ ー 協 会
 全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 鳥 取 県 本 部
 鳥 取 県 石 油 商 業 組 合
 鳥 取 県 自 動 車 整 備 商 工 組 合
 鳥 取 県 軽 自 動 車 協 会

鳥 取 県 地 域 交 通 安 全 活 動 推 進 委 員 連 絡 協 議 会
 鳥 取 県 指 定 自 動 車 学 校 協 会
 鳥 取 県 安 全 運 転 運 行 管 理 者 協 議 会 連 合 会
 鳥 取 県 商 工 会 議 所 連 合 会
 鳥 取 県 医 師 会
 日 本 赤 十 字 社 鳥 取 県 支 部
 鳥 取 県 病 院 協 会
 国 土 交 通 省 鳥 取 河 川 国 道 事 務 所
 国 土 交 通 省 倉 吉 河 川 国 道 事 務 所
 鳥 取 県 労 働 局
 中 国 運 輸 局 鳥 取 運 輸 支 局
 西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 米 子 支 社
 鳥 取 県 ト ラ ッ ク 協 会
 鳥 取 県 バ ス 協 会
 鳥 取 県 自 動 車 整 備 振 興 会
 鳥 取 県 ハ イ ヤ ー タ ク シ ー 協 会
 鳥 取 県 自 転 車 軽 自 動 車 商 協 同 組 合
 軽 自 動 車 検 査 協 会 鳥 取 事 務 所
 鳥 取 県 二 輪 車 安 全 普 及 協 会
 鳥 取 県 自 動 車 販 売 店 協 会
 日 本 損 害 保 険 協 会 鳥 取 事 務 所
 鳥 取 県 自 動 車 タ イ ヤ 販 売 店 協 会
 鳥 取 県 生 命 保 険 協 会
 日 本 自 動 車 連 盟 鳥 取 支 部
 鳥 取 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
 若 桜 鉄 道 株 式 会 社
 鳥 取 県 自 動 車 販 売 整 備 交 通 安 全 協 議 会
 鳥 取 県 高 速 道 路 交 通 安 全 協 議 会
 鳥 取 県 銀 行 協 会

【協 賛 団 体】

朝 日 新 聞 鳥 取 総 局
 日 本 海 テ レ ビ
 エ フ エ ム 山 陰
 F M 鳥 取
 山 陰 中 央 新 報 社
 T S K 山 陰 中 央 テ レ ビ
 B S S 山 陰 放 送
 産 経 新 聞 鳥 取 支 局
 中 国 新 聞 鳥 取 支 局
 日 本 経 済 新 聞 社 鳥 取 支 局
 新 日 本 海 新 聞 社

毎 日 新 聞 鳥 取 支 局
 読 売 新 聞 鳥 取 支 局
 い な ば び ょ ん び ょ ん ネ ッ ト
 株 式 会 社 中 海 テ レ ビ 放 送
 鳥 取 中 央 有 線 放 送 株 式 会 社
 日 本 海 ケ ー ブ ル ネ ッ ト ワ ー ク
 伯 耆 町 有 線 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送
 鳥 取 県 ケ ー ブ ル テ レ ビ 協 議 会
 テ レ ビ 朝 日 鳥 取 支 局
 D A R A Z F M
 (順不同)

各推進団体が行う推進事項

推進機関・団体	推 進 事 項
共通推進事項	<ol style="list-style-type: none"> 年間、各期の交通安全運動、「交通安全にみんなで参加する日」等における活動の推進 職員等に対する交通安全運動の周知 職員等に対する交通安全教育の推進 その他交通安全活動の推進に関する事項
県	<ol style="list-style-type: none"> 各期の交通安全運動等の実施 交通死亡事故多発警報の発令及び同警報発令に伴う緊急対策の推進 高齢者交通安全協力者、シルバーリーダー養成・育成事業の推進 交通安全県民大会の開催 市町村、各推進機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請 交通事故発生状況等交通安全情報の提供 その他交通安全活動の推進に関する事項
市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 住民に対する交通安全運動の浸透と運動参加の呼びかけ 各推進機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請・指導 「交通安全教育指針」を活用した交通安全教育の推進 交通安全施設、通学路などの点検・整備 交通指導員による街頭指導の強化 その他交通安全活動の推進に関する事項
警 察	<ol style="list-style-type: none"> 高齢者に重点を置いた交通事故防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故分析結果に基づく交通安全対策の推進 ○ 高齢者の加害・被害交通事故防止対策の推進 ○ 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進 ○ 交通安全教育の推進 ○ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 ○ 運転適性相談等の充実・強化 飲酒運転等根絶対策の推進 安全で快適な交通環境の整備 その他交通安全活動の推進に関する事項
交通安全協会	<ol style="list-style-type: none"> 地域に密着した交通安全啓発活動の推進 「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進 ハンドルキーパー運動の推進 交通安全子ども・高齢者自転車大会の開催 反射材用品の普及と着用の促進 チャイルドシートのレンタル活動の推進 その他交通安全教育の推進に関する事項
道路管理者 国土交通省 市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 事故ゼロプラン「事故危険区間重点解消作戦」の推進 道路パトロールの強化 道路情報の提供 推進機関・団体との連携による交通安全総点検の実施 その他交通安全活動の推進に関する事項
教育委員会 学校 教育関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 交通安全指針に基づく幼児、児童、生徒等に対する交通安全教育の推進 登下校時の街頭指導と通学路の点検 自転車の点検整備、正しい乗り方等の指導の徹底、各種保険制度の普及啓発 その他交通安全活動の推進に関する事項
運輸支局 安全運転運行 管理者協議会 県トラック協会 県バス協会	<ol style="list-style-type: none"> 事業用自動車総合安全プランの推進 不正改造車、整備不良車の排除 運行管理の徹底 車両の適正な管理及び点検整備、過積載及び過労運転運行の防止 運転前飲酒検査などによる悪質・危険な運転の防止 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底の推進 その他交通安全活動の推進に関する事項
指定自動車 学校協会	<ol style="list-style-type: none"> 教習生及び各種講習の受講生等に対する交通安全教育の推進 シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用指導 子どもと高齢者に関連した交通安全教育の推進 その他交通安全活動の推進に関する事項
交通安全母の会 ・保護者の会	<ol style="list-style-type: none"> 通学路における街頭指導 高齢者と子どもの交通事故防止の推進 その他交通安全活動の推進に関する事項

1 名称

鳥取県交通マナーアップ運動

2 運動の趣旨・目的

交通事故を防止するためには交通ルールを遵守することは当然のことながら、自動車運転中の早めの合図、あおり運転の禁止や思いやり運転の実施等、また、自転車利用者のヘルメット着用、ライト点灯やスマートフォン等の使用禁止等、歩行者の不用意な横断やながらスマホの禁止等、それぞれの立場での交通マナーを向上させることが不可欠である。

このようなことから、県民一人一人が交通ルールの遵守はもとより、交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する「思いやり」と「ゆずり合い」の心を醸成し、実践することにより、交通安全思想の高揚と交通事故防止を図ることを目的とする。

3 推進期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）

4 マナーアップ強化期間及び強化日

- (1) 2月をマナーアップ強化期間に設定
- (2) 毎月1日・15日（「交通安全にみんなで参加する日」）及び各期の交通安全運動期間中に設定

5 推進要領

実施機関・団体	推 進 要 領
<p style="text-align: center;">県 市 町 村 県・市町村教育委員会 交通安全協会 関係機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○この運動が県民総ぐるみで展開されるよう新聞、テレビ、ラジオをはじめ、ケーブルテレビ、懸垂幕、ポスター、チラシなどあらゆる広報媒体を積極的に活用して、この運動の周知キャンペーンを強力に推進する。 ○この運動を周知するため、マナーアップ強化日には「思いやり」と「ゆずり合い」の実践などを県民運動として展開する。 ○交通安全の各種イベント・講習会等の場を活用し、交通マナーの実践と習慣付けを訴える。
<p style="text-align: center;">学 校 幼稚園・保育所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校では、学級活動、学校行事等を通じて、交通マナーの向上と習慣付けに努める。 ○関係機関・団体、家庭や地域と連携した街頭活動などを通じて、自転車の二人乗り、無灯火、傘差し等に対して適切な指導を行う。
<p style="text-align: center;">家 庭 地 域 職 場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○親が子どもの手本となるよう、常に正しい交通ルールとマナーを実践し、身をもって交通安全のしつけに努める。 ○高齢者と子ども、障がい者の安全を守るため、家族・地域ぐるみの交通安全「ひと声」運動、安全を見守る活動等を推進する。 ○家庭や地域、職場内で交通安全について話し合うなど「思いやり」や「ゆずり合い」の精神を育成し、交通マナーの向上を推進する。
<p style="text-align: center;">運 転 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な速度と右・左折、進路変更する場合の早めの合図や、安全確認の励行に努めるとともに、「ゆずり合い」運転に努める。 ○歩行者、自転車、特に高齢者と子ども、障がい者の動向に注意し、その安全を守るために速度を落とし、徐行するなどの安全運転を励行する。 ○運転中のスマートフォン等の使用や、無理な割り込み・追い越し等、交通事故を誘発するおそれのある危険な行為は絶対にしない。 ○急発進や急加速をしない、駐停車時のアイドリングストップなど環境に優しい運転を実践する。

1 名称

夕暮れ時の早期点灯運動

2 目的

昨年の交通事故は、年間を通じて16時から18時の夕暮れ時に最も多く発生し、また18時から20時の夜間の時間帯に多く発生している。

通勤・通学時間帯の夕暮れ時から夜間にかけては、運転者からは歩行者や自転車が発見しにくく、歩行者、自転車からも車両が見づらいため交通事故が多発している。

このようなことから、全県的に夕暮れ時の車両の前照灯の早期点灯と夜間におけるハイビームの適切な活用を推進し、交通事故の抑止を図る。

3 前照灯の点灯時刻

前照灯の点灯時刻は、日没時刻のおおむね30分前とするが、日没時刻が季節によって変化するため、右表のとおりとする。

季節	前照灯の点灯時刻
春	午後6時ごろ
夏	午後6時30分ごろ
秋	午後5時ごろ
冬	午後4時30分ごろ

4 運動の進め方

(1) 点灯時刻の周知

新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、点灯時刻の広報と周知を図る。

また、毎月1日及び15日の「交通安全にみんなで参加する日」においてもその周知を図る。

(2) ハイビーム（走行用前照灯）の活用の周知

夜間走行時のハイビーム（走行用前照灯）とロービーム（すれ違い用前照灯）の照射距離の違いや、ハイビームの有効性及び活用法について各種広報媒体を通じて周知する。

(3) 交通安全運動との連動

この運動を推進するため、各期（春、夏、秋、年末）の交通安全運動期間中には広報啓発を行い、この運動を推進する。

平成29年 月別・時間別交通事故発生状況

*交通事故の最多発生時間

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
0～2時	0	2	2	2	3	1	1	0	1	4	0	1
2～4時	1	2	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
4～6時	0	3	0	1	0	1	1	3	0	0	2	0
6～8時	5	7	7	6	4	5	3	7	7	9	4	5
8～10時	14	7	5	11	17	12	10	16	13	14	11	13
10～12時	7	13	12	12	13	5	12	14	7	15	10	13
12～14時	2	5	12	6	9	11	11	9	6	11	13	7
14～16時	9	10	8	10	7	9	12	12	10	8	10	9
16～18時	9	24	13	8	19	16	15	14	14	15	14	19
18～20時	12	11	13	7	9	7	7	15	17	16	7	20
20～22時	2	1	3	5	4	5	1	2	3	1	3	4
22～24時	1	0	2	1	0	1	2	4	1	2	0	1

《参考》 ■ 各月の日没時刻

区分	平成30年									平成31年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日没時間	18:36	19:00	19:20	19:19	18:53	18:11	17:29	16:57	16:51	17:13	17:44	18:10

※日没時刻は国立天文台情報センターのデータによる鳥取の時刻（各月15日）を掲載。

1 名称

チャイルドシート使用向上推進運動

2 運動の趣旨・目的

自動車乗車中の交通事故発生時において、チャイルドシートの使用は救命及び被害軽減に高い効果を発揮することから、かけがえのない子どもの命を守るため、保護者をはじめとした県民一人一人にチャイルドシート使用の必要性と使用効果及び座席への取り付け方法等について広報啓発し、併せて交通ルールの遵守、正しい交通マナーを実践することにより、チャイルドシートの使用率の向上と交通事故防止を図る。

3 推進期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）

4 推進要領

実施機関・団体	推進要領
県・市町村・警察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、チャイルドシート使用の必要性と正しい使用を周知することで、チャイルドシートの使用率向上と安全意識の高揚・交通事故防止を図る。 ○チャイルドシートの安全性能に関する情報提供に努める。 ○街頭指導・広報検問等を通じてチラシやリーフレットを配付するなど、チャイルドシートの正しい使用について広報啓発を推進する。
幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児に対し、チャイルドシートの使用の必要性と効果を理解させ、車に同乗するときは必ず使用するよう指導する。
家庭 地域 職	<ul style="list-style-type: none"> ○チャイルドシートの必要性と使用効果について家族で話し合い、チャイルドシートの正しい使用を実践し、その習慣化を図る。 ○チラシや回覧板等を活用し、チャイルドシート使用に関する正しい知識・情報の普及を図る。 ○幼児・児童のいる家庭では、チャイルドシートの使用は親の責任であることを自覚し、同乗させるときは必ず使用する。
運 転 者	<ul style="list-style-type: none"> ○チャイルドシートの必要性と使用を認識し、自動車で出かけるときは使用を習慣付ける。 ○幼児・児童を同乗させるときは、子どもの発育・成長に応じたチャイルドシート（乳児用、幼児用・学童用）を正しく使用し、その習慣化を図る。

チャイルドシート支援事業

□ 補助金事業

実施主体	問い合わせ先
境港市自治防災課	0859-47-1023
岩美町総務課	0857-73-1411
三朝町危機管理課	0858-43-3513
大山町企画情報課	0859-54-5202
南部町企画政策課	0859-66-3113

□ 貸出事業

実施主体	問い合わせ先
岩美町子育て支援センター	0857-72-2922
智頭町子育て支援センター	0858-75-0145
湯梨浜町子育て支援課	0858-35-5324
日吉津村社会福祉協議会	0859-27-5351
伯耆町福祉課	0859-68-5534

*詳しい内容は、各市町村にお問い合わせください。

*このほか、鳥取県交通安全協会各地区協会も協会員に対する貸出しを行っています。

1 名称

自転車の安全利用推進運動

2 趣旨

自転車は、子どもから高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利な乗り物であるが、自転車の車道での右側走行、自転車利用中の携帯電話の使用、傘差し運転等、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践は浸透しているとは言えない状況にある。

また、昨年は一昨年の4件から2件増の6件の自転車利用中の死亡事故が発生している。

鳥取県支え愛交通安全条例の基本理念に基づき、自転車利用者の安全確保に向けた取組を推進するため、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入促進、また、自転車安全利用五則の周知徹底等、自転車が「車両」として守るべき交通ルールと正しい交通マナーについて広報啓発することにより、自転車の安全利用の推進と交通事故防止を図る。

3 推進期間

平成30年5月1日（火）から平成30年5月31日（木）

4 県下一斉街頭指導の日

5月1日（火）・5月15日（火）「交通安全にみんなで参加する日」

5 推進事項

(1) あらゆる機会を活用した自転車のルールなどについての効果的な広報啓発

ア 「自転車安全利用五則」等の活用による自転車の基本的な通行ルールの周知を促すための広報啓発

イ 自転車乗用中の交通事故被害軽減のため、幼児・児童はもちろんのこと、広く自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用を促すための広報啓発

ウ 交通事故に備えた損害賠償責任保険等への加入を促すための広報啓発

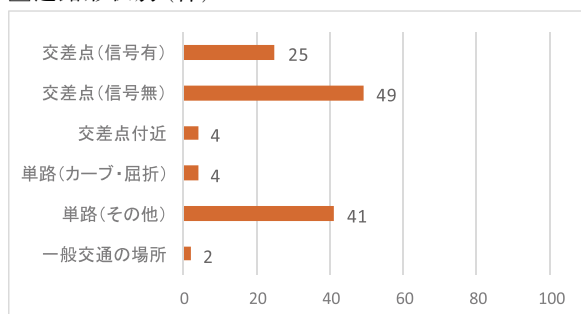
(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

(3) 街頭指導の強化

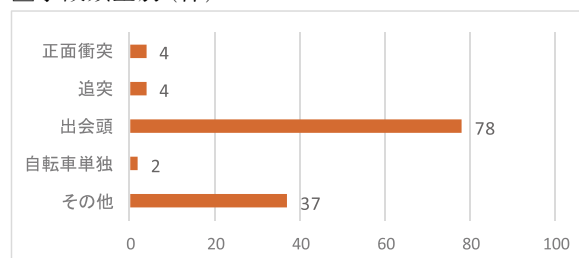
《 参 考 》

平成29年中 各種状態別自転車事故発生状況

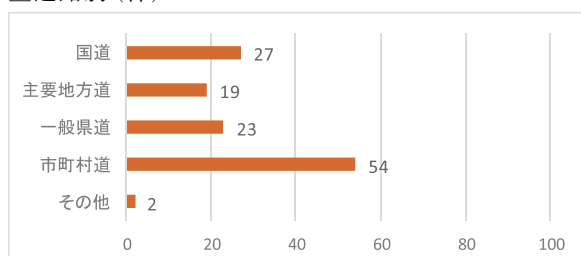
□道路形状別（件）



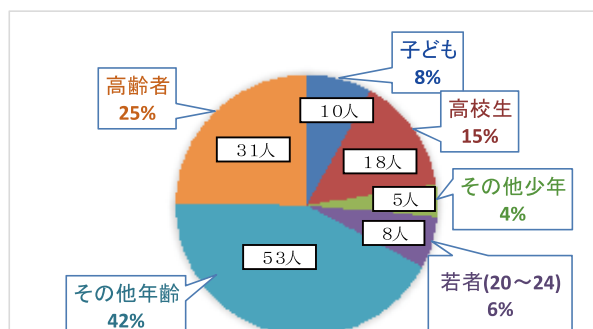
□事故類型別（件）



□道路別（件）



【平成29年中年齢別自転車運転中事故の死傷者数】



1 名称

飲酒運転根絶！意識改革推進運動

2 運動の趣旨・目的

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為であり、ひとたび交通事故を起こせば、死亡事故等の重大事故につながる恐れがあり、社会的にも大きな問題となっているが、毎年、飲酒運転による交通事故が発生しており、未だ根絶に至っていない。

飲酒運転を根絶していくためには、県民一人一人の意識改革と根絶に向けた取組が必要であることから、飲酒運転の危険性を訴える広報啓発活動を重点的に実施し、県民の飲酒運転の根絶気運の高揚を図ることを目的とする。

3 実施時期

飲酒の機会が増える時期

行楽シーズン	4月上旬から5月中旬
猛暑シーズン	8月中
年末年始シーズン	12月中旬から1月中旬

4 推進要領

実施機関・団体	推進要領
<p>県 市 町 村 県・市町村教育委員会 交通安全協会 関係機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ケーブルテレビ等地域メディア、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞・広報紙等の広報媒体を活用し、この運動について県民の関心を高める広報啓発を推進する。 ○飲酒運転疑似体験ゴーグル等を活用した参加・体験・実践型の飲酒運転体験研修会等を開催する。 ○飲酒運転根絶宣言、飲酒運転撲滅キャンペーンを開催する。 ○仲間と自動車で飲食店等へ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける「ハンドルキーパー運動」を推進する。
<p>警 察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転の取締りを強化し、酒を提供した者等への背後責任を追及する。 ○「居住地別飲酒事故、飲酒運転違反者ワーストランキング」を公表する。
<p>家 庭 地 域 職 場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域、職場で飲酒運転の危険・悪質性について話し合いの場を持ち、飲酒運転根絶意識の高揚を図る。 ○事業主や安全運転管理者による飲酒運転根絶のための管理と職場環境づくりを推進する。
<p>酒 類 提 供 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転根絶ポスター、ステッカーなどの掲出により飲酒運転根絶気運を高める。 ○自動車を運転してきた客には酒を出さない、飲酒した客には運転させないことを徹底する。
<p>運 転 者 同 乗 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「ひとくちだけ」「これくらい」という甘さを払拭し、絶対に飲酒運転はしないことを徹底する。 ○飲酒運転をした人のみならず、同乗者や提供者も同罪になることを認識する。 ○二日酔い状態での運転は飲酒運転だということを自覚する。 ○自転車利用者も飲酒運転は絶対にしない。

1 名称

高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転推進運動
～横断歩道付近では、特にスピードを落とそう～

2 趣旨等

交通事故死者数に占める高齢者の割合は近年高率で推移し、特に道路横断中の交通事故が多く発生している。また、去年は子どもの交通死亡事故は発生していないものの、全国では電動車いすの高齢者や障がい者が犠牲になる交通死亡事故が発生している。

多発する高齢者の交通死亡事故に歯止めをかけ、次代を担う子どもの安全と配慮が必要な障がい者を守ることは極めて重要であることから、鳥取県支え愛交通安全条例の基本理念に基づき、ドライバーをはじめとする県民に対し、高齢者等交通弱者への「思いやり運転」や「思いやり行動」また、横断歩道付近での交通ルールの遵守や交通マナーの向上等と呼びかけることにより、高齢者等の交通事故防止を図る。

3 実施期間

平成30年4月1日（日）から4月30日（月）

平成30年9月1日（土）から9月30日（日）

4 主 唱

鳥取県交通対策協議会・鳥取県

5 実施方法

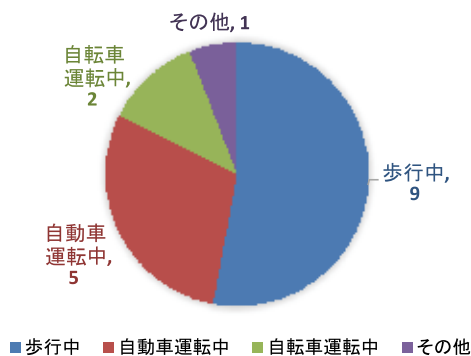
(1) 運転者は

- ① 道路を通行する全ての高齢者、子ども及び障がい者に対して思いやり運転を推進する。
- ② 横断歩道付近では、横断歩行者等がいけないことが明らかな場合を除き、直前で止まれる速度で進行する。また、横断しようとする歩行者がいる場合は横断歩行者を優先する。
- ③ 夕方や雨の日は早めにライトを点灯し、歩行者を発見しやすくするとともに、自分の存在を周囲に知らせる。
- ④ 車に幼児を同乗させる場合は、子どもに合ったチャイルドシートを正しく使用する。
- ⑤ 身体障害者標識、聴覚障害者標識及び高齢運転者標識を表示した車両に対しての思いやり運転を推進する。

(2) 各種広報媒体を活用した広報啓発

- ① 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、電光掲示板、広報紙等を活用し、高齢者、子ども及び障がい者に対する「思いやり運転」の推進や横断歩道付近での交通ルールの遵守や交通マナーの向上について広報啓発を図る。
- ② 交通安全の各種講習会、イベント等の場を活用し、交通弱者である高齢者、子ども及び障がい者に対する「思いやり運転」や「思いやり行動」について広報啓発活動を推進する。

【平成29年中状態別高齢者死者の状況】



1 趣 旨

人命尊重と交通事故のない安全で快適な生活環境の確立を基本理念として、この日の活動を強化し、交通安全思想と交通道德の普及を草の根運動として取り組み、県民の交通安全参加・実践のより一層の促進を図る。

2 実施日

毎月1日・15日とする。

ただし、その日が休日に当たる場合は、その直後の休日以外の日とする。

3 主 唱

鳥取県交通対策協議会

4 実施機関及び協賛団体

省略

5 推進体制の確立

(1) 各市町村、市町村交通（安全）対策協議会等においては、関係機関・団体に対して積極的に働きかけを行い、本要領に基づき具体的な実施計画を策定するなど、推進体制を確立するとともに、地域住民に対しては、本運動への自発的参加、実践を働きかけ、地域総ぐるみの運動として展開するものとする。

(2) 各実施機関は、関連機関等に本運動の趣旨の周知徹底を図り、効果的な実践活動を推進する。

6 実施事項**(1) 広報活動の推進**

ア 市町村・交通安全協会・安全運転管理者等の広報車、それぞれの実施機関発行の機関紙、有線・社内放送、回覧板等各種広報媒体を効果的に活用し、「交通安全にみんなで参加する日」の周知徹底を図る。

イ 報道機関の協力を得て、本運動の趣旨の周知徹底を図る。

ウ 保護者組織・婦人会・老人クラブ・青年団・幼児交通安全クラブ・PTA・自治会・町内会等あらゆる組織を通じて、家庭、地域、職域ぐるみの参加、実践が図られるよう広報活動を推進する。

(2) 街頭指導の推進

ア 関係機関・団体が連携を密にし、地域住民の協力を得て街頭活動を積極的に行い、特に交通弱者の保護誘導に重点をおいた交通安全指導を行う。

イ 保育園・幼稚園、学校関係者は、PTA、交通安全母の会等との合同による登下校時の通園・通学路における交通安全指導を強化する。

ウ 無謀運転、歩行者通行妨害等悪質危険な行為に対する指導取締り活動を強化する。

(3) 交通安全教育の徹底

- ア 保育園・幼稚園、学校においては、園児、児童、生徒に対し、「交通安全にみんなで参加する日」の周知徹底を図るとともに、この日を活用した交通安全教育を推進する。
- イ 官公庁、会社、事業所、団体等においては、放送施設、朝礼、各種会合等あらゆる機会を利用して安全な交通行動の実践を徹底する。
- ウ 自治会、婦人会、老人クラブ等のあらゆる地域組織を利用した交通安全講習や地域、職域を中心とした交通安全集会等を開催し、地域住民に対する交通安全教育を徹底する。
- エ 事業主、安全運転管理者、運行管理者等による研修会、講習会の開催、車両点検整備、実技訓練等を実施し、所属職員に対する交通安全教育を徹底する。

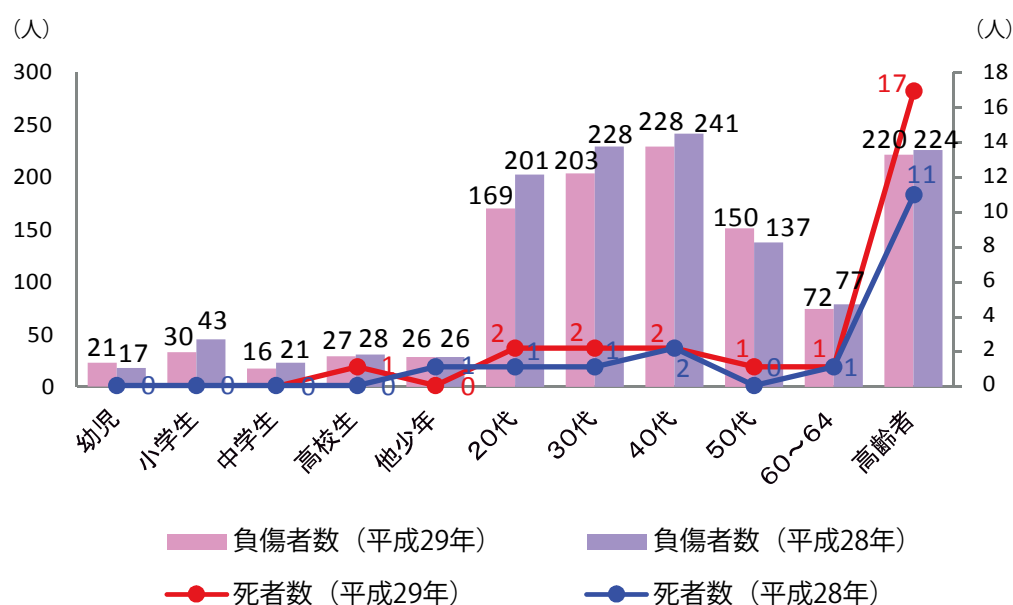
(4) 交通安全家族会議等の促進

- ア 日々の新聞、ラジオ、テレビ等で報道する交通事故の原因等を取り上げて話し合い、家族が交通事故の被害者や加害者にならないよう家族ぐるみの話し合いを促進する。
- イ 正しい歩行と横断、自転車の安全な利用の指導や自動車で出かける家族に、シートベルトの着用、飲酒運転追放等の声かけ運動を促進する。

(5) その他交通実態等に応じた対策の推進

- ア 交通安全施設及び交通事故多発地点、路線等に対する点検を行い、道路交通環境の整備に努める。
- イ 学校、職場等に対する自転車の点検整備を促進するとともに、関係機関・団体が一体となった街頭自転車点検を実施し、安全な自転車利用の普及を図る。
- ウ 「安全運転五則」の実践、チャイルドシートとシートベルトの使用（着用）、飲酒運転根絶の徹底、違法駐車等の追放等の活動を強化する。
- エ 高齢者、子どもなどに対する参加型・体験型の交通安全教育を推進する。
- オ 反射材等交通安全用品の効果の周知と普及、活用を促進する。

年齢別交通事故死傷者数（平成28・29年中）



1 目的

この制度は、県下全域又は県下の東部、中部、西部の各ブロックにおいて、交通死亡事故等が短期間に集中的に発生した場合、鳥取県交通対策協議会が交通死亡事故多発警報（以下「警報」という。）を発令し、緊急対策を迅速かつ的確に実施することによって、事後の交通死亡事故等を抑止することを目的とする。

2 警報の発令者

- (1) 警報の発令者は鳥取県交通対策協議会長（鳥取県知事）とする。
- (2) 警報の発令事務は、緊急対策を迅速に実施するため、副会長である鳥取県警察本部長が行うものとする。

3 警報の種別及び対象地域

- (1) 警報の種別は、「全県警報」、「ブロック警報」の2種類とする。
- (2) 全県警報は、県下全市町村の区域を対象に緊急対策を実施する。
- (3) ブロック警報は、次の区分で発令し、ブロック内の関係市町村を対象に緊急対策を実施するものとする。
 - 東部ブロック（鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署管内）
 - 中部ブロック（倉吉、琴浦大山の各警察署管内）
 - 西部ブロック（米子、境港、黒坂の各警察署管内）

4 発令の基準

- (1) 警報は、交通死亡事故等の発生が、次の要件に該当したときに、発令するものとする。
 - ア 全県警報
県下の2以上のブロックの区域において、1週間におおむね3件以上の交通死亡事故が発生したとき。
 - イ ブロック警報
ブロック内の2以上の警察署の区域において、1週間におおむね2件以上の交通死亡事故が発生したとき。
- (2) 前記の外、鳥取県交通対策協議会長が特に必要と認めたときは、発令することができるものとする。

5 緊急対策実施期間

交通死亡事故緊急抑止対策の実施期間は、警報が発令された日から、おおむね10日間とし、その都度設定する。

6 警報発令時における緊急対策推進事項

関係機関・団体が連携を密にし、県民運動として

- ① 広報活動の強化
- ② 街頭活動の強化
- ③ 交通事故実態に即応した対策の強化
- ④ 交通指導取締りの強化

の推進を図ることとするが、具体的推進事項については、別紙1のとおりとする。

7 警報の伝達

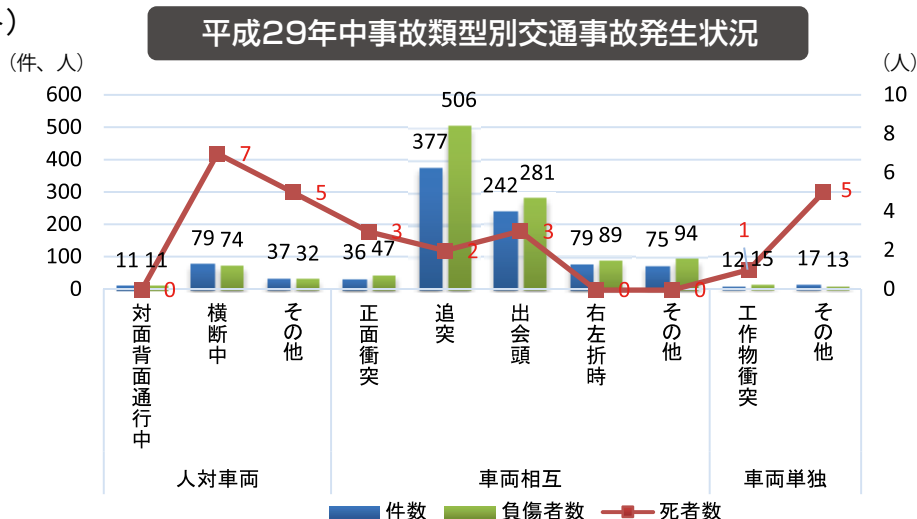
- (1) 警報の通知は別紙2(省略)により、くらしの安心推進課を通じて各市町村長及び関係機関・団体へ伝達するものとする。
- (2) 各市町村は、関係機関・団体の活動が効果的に推進されるよう警報の伝達システムを確立しておくものとする。

別紙1

警報発令時における具体的推進事項

推進事項	実施事項
広報活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○警報発令に関する報道提供を行い、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて県民に周知徹底する。 ○広報車、有線放送等各種広報媒体を活用して、周知徹底を図る。 ○横断幕、懸垂幕、立看板、安全旗等を掲出する。 ○市町村広報紙、関係機関・団体の広報紙、機関紙等を活用し、地域住民の注意を喚起するとともに、安全活動への参加を呼び掛ける。 ○各種会議、会合等の機会を利用して「交通安全一声運動」を推進する。
街頭活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○交対協傘下の交通安全指導員、交通安全協会、交通安全母の会、PTA及び警察等関係機関・団体は連携し、通学路、交差点等交通要点において自転車、歩行者の安全指導及び運転者に対する安全運転の励行を呼び掛ける。 ○道路管理者、警察等関係機関・団体は連携し、交通事故多発地点等の交通安全施設の点検整備、路上放置物件、違法駐車等の排除等、安全・円滑な交通環境の確保に努める。
交通事故実態に即応した対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○運転者に対し、「安全運転5則」、「高速安全運転5則」の実行及び交差点での安全走行の実行、シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用、前照灯の早期点灯を指導する。 特に、若年運転者に対しては、安全速度での走行等「ゆとりある運転」の励行を指導する。 ○子ども、高齢者に対する参加型・体験型の交通安全教育を強化する。 特に、高齢歩行者に対しては「高齢歩行者等交通安全5則」の励行を呼び掛ける。 ○自転車利用者に対し、側面反射器材の装着、ライトの点灯、点検整備の励行等自転車の安全な利用を指導する。
交通指導取締りの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事故に結びつくおそれのある危険性、迷惑性の高い交通違反の指導取締りを強化する。

別紙2(省略)



高速（自動車専用道）道路での安全運転

1 高速（自動車専用道）道路の交通事故発生状況（県内）

区 分	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
交通事故(件)	33	38	40	35	27
死者数(人)	3	3	6	1	0
負傷者(人)	86	67	52	60	37



こまめに休憩を取り、
気分をリフレッシュ♪

2 高速道路利用の心得

①ゆとりのある運転計画

- ・高速道路を利用する場合は、無理のない、ゆとりのある運転計画を立てましょう。
- ・運転が比較的単調になるため、緊張がゆるんだり、眠気をもよおしたりしがちです。疲れたと感じたら休憩をとることが大切です。

②出発前の車の点検

「燃料・エンジンオイル・ブレーキオイルの量は十分か」、「ファンベルトの張り具合は適切か、損傷はないか」、「タイヤの空気圧は適正か」、「積荷はロープなどでしっかり固定されているか」など出発前の点検を入念に行いましょう。

また、高速道路で故障等により、万が一、停止する場合に備え、停止表示器材や発炎筒は自動車に常備しましょう。

③交通情報に関心を持つ

交通情報の不足は、あせり、イライラ、不安等の原因になります。交通情報を正しく得るため、カーラジオを聞いたり、日本道路交通情報センターに問い合わせるなどして交通情報を得ておきましょう。

3 安全走行のポイント

①走行中のルールとマナー

- ・制限速度を守り、車の流れに乗った安定したスピードで走りましょう。
- ・追越車線は追越しのために車線なので、追越しが終われば速やかに走行車線に戻りましょう。
- ・2、3台前の車の動きにも注意しましょう。
- ・前車が急ブレーキをかけても、追突しないだけの十分な車間距離をとって運転しましょう。

②IC、PA等付近の通行

インターチェンジ（IC）、パーキングエリア（PA）などから本線車道に入ろうとするときに、本線車道を通行している車があるときは、その車の進行を妨げないようにしましょう。

③悪天候時の安全走行

- ・横風が強く吹く「橋の上」や「トンネル出口」などでは、あらかじめスピードを控え、ハンドルをしっかり握って運転しましょう。
- ・大雨の時は、スピードを控え、水のたまりやすい「わだち」を避けるように左右に寄って走行しましょう。
- ・雪道では、「山のかげ」や「トンネル出入口」などにおいて、部分的に凍結し、大変危険な状態になります。スピードは控え、急ハンドル、急ブレーキなどは絶対に避け、車間距離は十分にとるなど安全運転に心掛けましょう。
また、タイヤチェーンを積載し、装着は早めに行いましょう。

④事故、故障時の安全確保

事故や車の故障で、高速道路上を歩行中又は車の修理中にはねられる事故が発生しています。車両を路肩、非常駐車帯等の安全な場所に停車させ、停止表示器材の設置や発炎筒の使用、非常電話による連絡等必要な危険防止措置をとった後は、車に残らず（車内に残った同乗者等は助手席側から）ガードレールの外等、安全な場所に避難して助けを待ちましょう。

⑤逆走事故の防止

- ・規制標識や案内標識、路面標示で進行方向を十分確認しましょう。
- ・サービスエリア・パーキングエリアから本線に戻る際は、進行方向を間違えないようにしましょう。
- ・運転者自身が逆走に気づいたらすみやかに車両を路肩に止め、非常電話か携帯電話（道路緊急ダイヤル#9910）等を利用して、道路管理者に通報しましょう。
- ・目的のインターチェンジを通り過ぎたり、分岐点で間違った方向に進んでしまってもバックやUターンをせず、次のインターチェンジで降りて目的地に向かいましょう。
- ・逆走車の多くは追越し車線を走行する特徴があるため、逆走車に遭遇したときに事故を避けるため、日ごろから追越し車線は追越し時のみに走行する基本走行を心掛けましょう。

緊急時の措置要領



高速道路で車のトラブルが発生した際、ハザードランプを点灯させ車を路肩に寄せる。



同乗者をガードレールの外側（車より後方）など安全な場所に避難させる。



二次被害防止のため、発炎筒、停止表示器材を車から50m以上後方に置く。



非常電話か携帯電話を利用して、救援依頼をする。（110番、道路緊急ダイヤル「#9910」でもOK）

発炎筒の使い方

※JAFホームページ「クルマ何でも質問箱」より



緊急時にすぐ使えるように、発炎筒の設置場所を確認しておく。助手席の足下に設置されている車が多い。



本体をひねりながら抜く。写真の発炎筒の場合、左側のケース部分に右側の本体部分を挿して使う。



発火に使う「すり薬」が付く白いキャップを外す。発炎筒によっては、すり薬がケース側に付くものもある。



本体の発火部分をすり薬でこすって発火させる。火力が強いので、発火した本体が手前こないよう注意する。



有効期限に注意！！

発炎筒には有効期限があり、期限が過ぎると炎が小さくなり、被視認性が落ちることもあります。

1 高齢者等に対する公共交通機関の利用助成等（市町村）

※H30年1月現在

市町村名	開始時期	概 要
鳥 取 市	H 21.4.1	65歳以上の高齢者を対象としたバス定期券の購入金額の一部助成
	H 28.4.1	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券の購入金額を一部助成（運転経歴証明書交付日から1年間、6ヶ月定期2回分）
境 港 市	H 23.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者等を対象に市営バス回数券を無料交付（120回、1万円分）
岩 美 町	H 12.5.1	要介護3～5に認定された方、要支援1～要介護2で非課税世帯の方、田河内、相谷等6地区に居住の65歳以上の方等を対象に、タクシー・福祉車両による町内の医療機関、行政機関等への移送サービスを実施（年100回、1区間500円）
八 頭 町	H 24.4.1	自動車の運転免許証を保有していない65歳以上の者、あるいは障がい者等の方を対象に年間100回を上限に、タクシー料金の3分の2を補助（ただし個人負担額の上限下限あり）
若 桜 町	H 22.4.1	65歳以上の高齢者を対象に、町営バスシルバー定期券を販売
智 頭 町	H 23.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者を対象に町営バス回数券22回分を無料交付
	H25.3.22	運転免許を保有していない高齢者等を対象に町タクシー等の利用券等の無料交付（タクシー2千円分、町営バス回数券1万円分）
湯 梨 浜 町	H 20.4.1	一人又は二人暮らしの高齢者を対象に年会費千円で乗り合いバスの利用が可能
	H 22.4.1	65歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券の購入金額の一部助成
	H 29.4.1	運転免許を所持していない障がい者等、運転免許を自主返納した70歳以上の独居または70歳以上のみの世帯の方を対象にタクシーチケットを助成 運転免許を保有していない高齢者等（75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者又は要介護認定者等）を対象に、タクシー利用助成券を交付（年間48枚上限。メーター額2千円までは1/2助成、メーター額2千円から6千円までは個人負担1千円を除く額、メーター額6千円以上は5千円まで）
三 朝 町	H 26.4.1	70歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券（架け橋）の購入金額の一部助成
	H 28.4.1	
北 栄 町	H 29.4.1	65歳以上の方及び障がいなど特別な事情により移動手段に困っている方（運転免許証がない方、車を所有していない方、車を運転できない理由がある方に限る）または、運転免許証を自主返納された方（運転経歴証明書必要）を対象に、タクシー利用を助成。（最大月8枚、年間96枚上限）ただし、発着点のどちらかを町内とする移動に限る。最低自己負担額300円、町助成上限800円まで。
	H 27.12	要支援、要介護の認定を受けている方、総合事業対象者または障がい者の方で、ひとりで公共の交通機関の利用が出来ない方を対象に、自宅から中部地区の病院への通院に対しタクシー利用料を助成（人工透析を除き週1往復の利用制限あり、200円～1000円の利用者負担あり）
	H 18.4	廃止になったバス路線で乗り合いタクシーを運行（1日5往復 中学生以上200円、ただし運転免許を自主返納された方は100円）
琴 浦 町	H 27.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者を対象に町営バス回数券を交付（7千円分）
伯 耆 町	H 26.4.1	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者等を対象に町営デマンドバス回数券を交付（3千円分）
日 吉 津 村	H 7.4.1	運転免許保有していない65歳以上の高齢者世帯等を対象にタクシー利用料を助成（年間最高50回について、料金の500円）
大 山 町	H 29.4.1	運転免許を自主返納した70歳以上85歳以下の者について、町営デマンドバスの回数乗車券（1冊6枚綴り、10,000円相当）の交付を会計年度につき1回のみ行う。（85歳を超えるまで申請に基づき毎年度の交付を行う。）
	H 30.4.1 （予定）	65歳以上の者や40歳以上65歳未満で要介護認定にある者などを対象として、医療機関などへの移動に要するタクシー料金の2分の1を助成する。なお、料金が1,000円未満の場合は、利用者負担は一律500円とし、残りの差額を助成する。
日 南 町	H 29.4.1	日南町おでかけタクシーチケット 400円×50枚を交付（年間） 対象者：日南町に住所があり、運転免許がない人で次のいずれかに該当する人 ・ 年度末において70歳以上の人 ・ 70歳未満で、要介護・要支援認定を受けている人 ・ 70歳未満で、身体障がい者手帳1・2・3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人 運転免許証を自主返納した65歳以上の方に対し、町営バス定期券（1年間分）または、タクシーチケット400円×25枚（1万円分）を交付

日野町	H23.4.1	自動車の運転が出来ない等の高齢者等を対象にタクシー利用料金の一部を助成
江府町	H23.4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者等を対象に町営バス回数券(11枚綴り券2冊分)または江尾タクシー利用券(500円券8枚分)を交付

* 詳細については、各市町村にお問い合わせください。

2 運転免許の自主返納高齢者の方に対する支援施策（民間事業者等）

※H30年1月現在

実施主体	開始時期	概要
鳥取県交通安全協会	H22.12.10	運転経歴証明書申請手数料(1,000円)を全額補助 ※交通安全協会会員に限る
鳥取県ハイヤータクシー協会	H23.1.1	タクシー運賃1割引
皆生温泉旅館組合	H28.3.1	日帰り入浴料5割引(同伴者1名まで) ※米子市、境港市、西伯郡、日野郡、東伯郡琴浦町に居住の方(運転経歴証明書発行から1年間)
鳥取県観光事業団	H27.4.1	5施設の入園料(入場料)を2割引(同伴者1人まで) 対象施設【とっとり花回廊、鳥取砂丘こどもの国、中国庭園燕趙園、夢みなとタワー、鳥取二十世紀梨記念館なしっこ館】
若桜鉄道株式会社	H27.4.1	若桜駅から郡家駅間の運賃5割引 ※65歳以上(住所地不問)
智頭急行株式会社	H27.5.1	智頭駅から上郡駅間の特殊回数乗車券「優ユウきっぷ」5割引 ※年齢、住所地不問
智頭急行協賛店	H27.6.1	智頭急行発行「優ユウきっぷ」に添付の引換券による特典(1冊に1枚)
智頭サービス商店会	H27.6.1	加盟店で使用できるポイント1,000円分 ※65歳以上(住所地不問)
米子信用金庫	H27.9.1	○専用定期預金金利優遇(65歳以上) ○各種カーローン金利優遇(65歳以上の同居親族が運転経歴証明書をお持ちの場合)
気高町カイちゃんスタンプ会 鹿野まつりちゃんの会	H27.10.1	加盟店で使用できるポイント1,000円分 ※1回に限り、鳥取市気高町、鹿野町、青谷町居住の65歳以上の方
株式会社松本油店	H28.2.1	灯油配達料を1リットルあたり6円割引 ※米子市、境港市、西伯郡(日吉津村、大山町、南部町、伯耆町)居住の方(年齢不問)
山陰石油株式会社	H28.2.1	灯油配達料を1リットルあたり6円割引 ※米子市、境港市、西伯郡(日吉津村、南部町)居住の方(年齢不問)
鳥取市商店街振興組合連合会	H28.3.1	○市内循環バス「くる梨」利用券(1回) ○ステッカー提示の協賛店ごとに各種特典
西日本旅客鉄道株式会社	H28.4.1	自主返納者に対して、ポケット版時刻表を交付
株式会社トータルエナジーオオタ	H28.4.1	○高齢顧客向け見守り(各種安全情報提供等) ○バリアフリーリフォーム、ベンリー(便利屋)利用料1割引等
日ノ丸グループ	H28.5.1	日ノ丸グループによる各種割引等の優遇
株式会社サックス	H28.7.6	○廃車手続き無料 ○三親等までの方、運転経歴証明書交付日から 「1年間オイル交換無料」 「3年間車両購入時、カタログギフト進呈」 「1年間整備工賃10%割引」 ※但し、自主返納者と同居の者に限る
株式会社スズキ自販鳥取	H28.10.1	スズキ直営代理店及びスズキ車販売店において、歩行補助車(セニアカー)新規購入の方に、ボディカバー(簡易防水タイプ)を進呈 ※65歳以上の方
株式会社JA中央サービス、株式会社丸福、鳥取県石油協同組合中部支部(一部店舗を除く)	H28.12.1	灯油の配達料金割引

株式会社東部	H29.4.1	四輪自転車(エアロケークルM2)購入時、送料無料と自転車カバー又は後カゴカバーを進呈 ※自主返納者及び家族
株式会社米子しんまち天満屋	H29.9.18	○現金払い5%割引(天満屋商品対象ブランド限定) ○米子市循環バス「だんだんバス」利用券(1回)交付
鉄板焼笑屋(ショウヤ)	H29.9.18	飲み物の1杯サービス
株式会社米子高島屋	H29.11.1	税込み2,000円以上を購入した場合の自宅までの購入品の配送に限り、配送料無料(購入当日のみ有効)
米子市元町通り商店街振興組合	H29.11.18	無料自転車の貸し出し(事前の電話予約も可) 受付店舗:ひむら自転車店 営業時間9:00~18:00(休業日:第1、第3木曜日) ※自転車の利用が危険と判断した場合、貸し出しを断る場合あり
株式会社マルイ	H29.11.21	○「ネットスーパーマルイ宅配便」(カタログ販売)の配送料300円(税抜き)を、2,000円(税抜き)以上の買い物で無料 ○配送を通じての高齢者の見守り活動

※詳細については、各実施主体にお問い合わせください。

※鳥取県交通安全協会を除くすべての場合に「運転経歴証明書」の提示が必要です。

【運転免許の自主返納制度について】

加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、運転に不安を感じる方などが、自主的に運転免許証の取消し(全部取消し又は一部取消し)を申請することができる制度です。

※交通事故の防止を目的としており、運転者の自主的な意思に基づくものです。

※詳細については、各警察署、各免許センターにお問い合わせください。



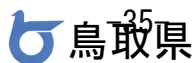
安全運転サポート車（サポカーS） を購入して安全運転の取組を推進 する高齢ドライバーを支援します！

～平成30年度高齢者安全運転普及モデル事業補助金～

補助金の交付を申請できる方	県内にお住まいの満65歳以上の方で、運転免許センターで開催される高齢者交通安全教室「安全プラス65」を受講された方
補助金の対象となる自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・車両本体価格が300万円以下の新車の乗用車 ・衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報（又はレーンキープアシスト）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の全てを搭載するもの ・平成30年4月2日から平成31年3月15日までの間に、新規登録又は新規検査届出をした自動車
補助金の額	3万円(定額)
補助対象台数	200台(先着順)
申請期限 申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請期限は、平成31年3月15日(金)までとします。ただし、補助対象台数に限りがあるため、この期限よりも前に受付を終了する場合があります。 ・申請書類は、県が指定する団体の窓口へ、持参又は郵送にて提出してください。 ・申請に必要な書式は、県ホームページ「とりネット」からダウンロードできます。(申請受理状況も掲載しています。)

注1) 詳しくは、裏面をご覧ください。
注2) 補助金の申請に当たり提出された個人情報、この事業の目的以外には使用しません。

【問い合わせ先】鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
電話 0857-26-7159
ファクシミリ 0857-26-8171



平成30年度高齢者安全運転普及モデル事業補助金の申請から交付までの流れ

【補助対象者】

- ・新車登録日に県内に居住する満65歳以上の方で、自動車検査証に記される使用者と同一の方
- ・非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車を購入された方
- ・県内の運転免許センターにおいて高齢者交通安全教室「安全プラス65」を受講された方（※平成29年度に受講済みの方も対象とします。）
- ・自動車運転免許証（有効期限内）を保有されている方
- ・申請しようとする年度にかかわらず、補助事業の補助金の交付を受けていない方

【補助対象自動車】

- ・衝突被害軽減ブレーキ（30km/h以下でのみ作動するものは除く）、車線逸脱警報（又はレーンキープアシスト）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の全てを搭載したもの
- ・消費税抜きの車両本体価格が300万円以下であるもの
- ・自動車検査証に記される使用の本拠の位置及び使用者の住所が県内であるもの

①先進安全自動車を自動車販売店で注文（売買契約）します。

- ・平成30年4月2日から平成31年3月15日までの間に新規登録（軽自動車の場合は、新規検査届出）した新車が対象です（ただし、リース、レンタルは対象外です）。
- ・先進安全自動車の注文（売買契約）前に②の「安全プラス65」を受講することもできます。

②県内の運転免許センターで開催される高齢者交通安全教室「安全プラス65」を受講してください。受講後に終了書が発行されます。

- ・「安全プラス65」は原則として各運転免許センターで毎月1回開催されます（事前予約が必要です。）。各運転免許センターごとの定員に達し次第、受付が締め切られます。「安全プラス65」の事前予約その他お問い合わせは、最寄りの地区運転免許センターにお願いします。

③補助金交付申請書類一式を、県が指定する団体を経由して県に提出してください。

【補助金交付申請書類】

- ①平成30年度高齢者安全運転普及モデル補助金交付申請書兼実績報告書
 - ②「安全プラス65」受講終了書のコピー
 - ③運転免許証のコピー（住所変更をしている場合は、裏面のコピーも添付してください。）
 - ④売買契約書（注文書）のコピー
 - ⑤自動車検査証のコピー
 - ⑥先進安全自動車販売証明書（自動車販売店に作成を御依頼ください。）
 - ⑦暴力団の排除に関する誓約書
- ※①、⑥、⑦の書式は、県ホームページからダウンロードできます。

- ・補助金申請書類一式の提出先は次の2か所です。（持参・郵送のいずれも可。）
 - 普通・小型乗用車の場合 → （一社）日本自動車販売協会連合会鳥取県支部
（〒680-0006 鳥取市丸山町246-1）
 - 軽自動車の場合 → （一社）全国軽自動車協会連合会鳥取事務所
（〒680-0913 鳥取市安長77-3）

◎県庁及び各総合事務所では受け付けていませんので注意してください。

④「補助金交付決定通知書」が申請者宛てに郵送されます。

- ・補助対象台数に限りがあるため、補助金の交付を受けられない場合があります。

⑤補助金(3万円)が指定口座に振り込まれます。

- ・この事業の効果を検証して高齢者の交通事故防止対策に役立てるため、補助金の交付を受けられた方には先進安全自動車の効果等に関するアンケートをお願いします。御協力いただきますようお願いいたします。

【注意】 補助金を受けて取得した自動車を登録（検査届出日）から1年以内に譲渡・転売した場合は、補助金を返納しなければならない場合がありますのでご注意ください。

北栄町タクシー利用料助成券のご案内

北栄町では、町民の交通利用の確保と負担軽減を目的に、タクシー利用券による利用料助成を行っています。

乗車運賃を
最高800円助成します！
(最低300円自己負担が
必要です)

利用できる方 ※次の①または②に該当される方が対象です。

① 町内にお住まいで次の(1)～(3)のいずれかに該当する、65歳以上の方及び障がいがあるなど特別な事情により移動手段に困っている方（学生も含まれます）

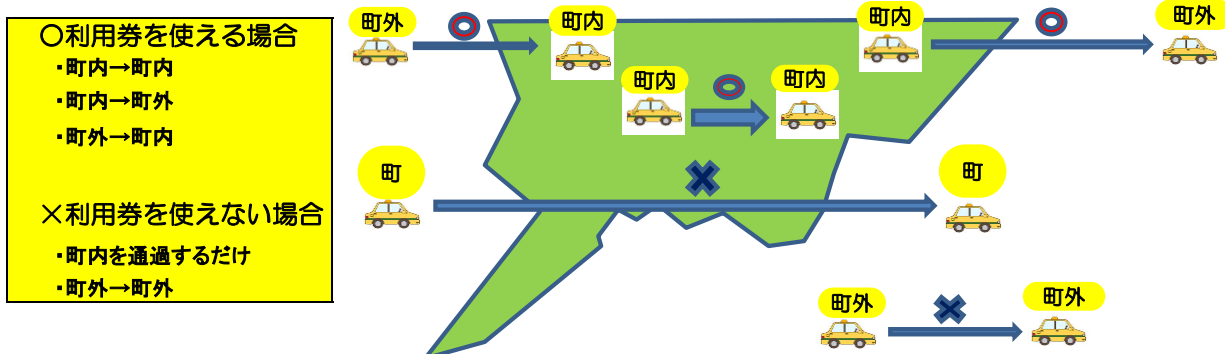
- (1) 自動車運転免許証がない方
- (2) 自動車を所有していない方
- (3) 自動車を運転できない理由がある方

② 町内にお住まいで運転免許証を自主返納された方
※申請時に運転経歴証明書の提示が必要です。



利用できる区間

乗降車場所のいずれかが北栄町内である場合、利用券を利用できます。
(町外への利用も可能とし、片道を1回とします)



【申請・利用方法は裏面をご覧ください。】

【お問い合わせ】

北栄町役場 福祉課 (大栄庁舎1F) ☎ 37-5850(直通)

利用券（チケット）について



- 1回の乗車につき利用券は1人1枚使用できます。
- 月8枚で半期分（8枚×6カ月＝48枚を限度）をまとめて交付します。
- 紛失等の場合でも、再交付はできません。
- 利用券は本人のみ利用できます。
（家族や他人へ譲渡はできませんが、チケット利用者本人との同乗は可能です。）
- 1枚につき最高800円助成しますが、利用者も最低300円自己負担となります。

例① 運賃が640円の場合

利用者	300円（最低負担額）
町助成	340円

例② 運賃が1,500円の場合

利用者	700円
町助成	800円（上限）



申請から利用まで

申請場所 北栄町役場 福祉課（大栄庁舎1階）および 北条支所

申請に必要なもの

- 来庁者の本人確認書類および印鑑
- チケット利用者本人と同一世帯員でない方が来庁される場合は、委任状または代理権確認書類（チケット利用者本人の保険証等）

受付期間 平成30年4月2日（月）から随時受け付けます。

手続き

福祉課または北条支所に備え付けの申請書に必要事項をご記入ください。
対象者宛てに利用券を交付します。

ご利用

利用できるタクシー会社をご利用下さい。
料金をお支払いの時に利用券を運転手に渡し、助成分を差し引いた額をお支払い下さい。

利用できるタクシー会社

- | | |
|--|---------------------|
| ●由良タクシー 37-2110 | ●倉吉交通 22-1511 |
| ●倉吉ハイヤーセンター 22-7111
（日交タクシー、中央タクシー） | ●日ノ丸ハイヤー(株) 22-3155 |

小学生の自転車用ヘルメットの購入費 を補助します

対象 町内在住の小学生

対象ヘルメット SGマークが添付されたヘルメット

※平成30年4月1日以降に購入したもの

補助額 購入金額の1/2で上限1,500円

※100円未満の端数は切捨て

必要な物

- ・交付申請書(裏面)
- ・領収書の原本(申請者の氏名の記載のあるもの)
- ・保証書の写し又は型番が分かるもの

教育委員会教育総務課へ提出



お問い合わせ先
北栄町教育委員会教育総務課学校教育室
電話：0858-37-5870
FAX：0858-37-3242
Mail：kyouiku@e-hokuei.net

※補助は1人につき在学中1回限りとし、紛失・破損・盗難等による再購入は補助対象外です。